

文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会

第 33 回会議録

文京区男女協働子育て支援部保育課

第 33 回 文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会
会議録

日時：平成 26 年 11 月 5 日（水） 19:00～20:21

場所：サークル室（シビックセンター12 階）

「出席」

委	員	長	岡	輝	明
委		員	東	賢	一
委		員	名 取	雄	司
委		員	大 田	由	己子
委		員	水 流	恵	子
委		員	永 倉	冬	史
委		員	飯 田	昌	男
委		員	今 井	桂	子

「幹事」

男女協働子育て支援部長	久 住	智 治
資源環境部長	曳 地	由紀雄
施設管理部長	中 村	賢 司

「事務局」

保 育 課 長	新 名	幸 男
予 防 対 策 課 長	伊津野	孝
環 境 政 策 課 長	小 野	光 幸
施 設 管 理 課 長	鵜 沼	秀 之
保 育 係 長	小 菅	葉 子
保 育 係 主 事	中 村	美 和

会議次第

- 1 心理相談・健康リスク相談の開催状況等について（報告）
- 2 高校入学時胸部 X 線写真の読影・保管事業の実施結果について
- 3 胸部 X 線写真の読影・保管事業の今後について

- 4 親子説明会「親子ワールド・カフェ」について
- 5 ヘルシンキ・クライテリア／英国の中皮腫事例について
- 6 今後の予定について
- 7 その他

配布資料

- 資料第 7 号 心理相談・健康リスク相談の開催状況等について
- 資料第 8 号 胸部 X 線写真読影・保管事業結果報告
- 資料第 9 号 27 年度以降の胸部 X 線写真読影・保管事業について
- 文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る胸部 X 線写真の読影・保管実施要綱
- 資料第 10 号 親子説明会「親子ワールド・カフェ」案
- 資料第 11 号 ヘルシンキ・クライテリア 2014
- 資料第 12 号 今後の予定について

○岡委員長 それでは、第33回「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会」を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まだ、2、3の委員が遅れられているようですが、開催いたします。

開催に先立ちまして、会議の録音・会議録の作成のために扶桑速記印刷に委託をさせていただいておりますことを申し添えます。御了承ください。

それでは、最初に事務局に配付資料などの説明をお願いしたいと思います。

○新名保育課長 保育課長の新名と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席状況ですけれども、事前に欠席の御連絡をいただいているのが塩見委員と幹事の石原保健衛生部長ということで、ほかの先生は遅れて見えると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、配付資料の確認をお願いいたします。本日、資料は全部で8点でございます。

まず、会議の次第。

心理相談・健康リスク相談の開催状況等についてという資料第7号。

資料第8号が、平成26年度の胸部 X 線写真読影・保管事業の結果報告。

資料第9号が、来年度以降、平成27年度以降の胸部 X 線写真読影・保管事業についてという資料と、それに伴って実施要綱になります。

資料第10号が、さしがや保育園アスベスト親子ワールド・カフェの事務局案についてと

いうものでございます。

資料第11号が、ヘルシンキ・クライテリアの関係の資料が英文のものと後段のほうに名取先生に訳していただいた仮訳ということで、ついてございます。

資料第12号が、今後の予定について。

以上、8点でございますけれども、不足等はございませんでしょうか。

以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。最初は心理相談・健康リスク相談の開催状況等についてということであります。6月の委員会以降、実施状況の報告を事務局よりお願いしたいと思います。

○新名保育課長 資料第7号をごらんください。

今年度の1回目の心理相談・健康リスク相談につきましては、10月11日土曜日に実施してございます。(1)になりますけれども、園児・保護者向けの相談ということで、それぞれ1件の希望があって実施したということになっています。

(2)の職員向けの相談については、希望者がなかったという状況になってございます。

健康手帳の配布状況、協定の締結の状況については変更なしという形になってございます。

簡単ですが、以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。

これを御担当いただいた先生から、何か追加あるいは御報告ございますでしょうか。

○東委員 近畿大学の東でございます。

健康リスク相談のほうを10月11日に行ってまいりました。1名の保護者の方が来ておられます。

当時1歳児の方でして、お母様のほうが見えられているのですけれども、幾つかあるのですが、1つは、暴露のデータを以前にリスク相談のときに御提示いただいているのですけれども、それをなくしてしまったので、一応念のためにもう一度手元に置いておきたいということで、御要望がありました。

それに関しましては、以前にも御提示されているということもありますので、後日事務局を通じて若干コメントをつけて郵送をさせていただきます。

あくまで当時のいろいろな状況を前委員の方とかにもお伺いしますと、いわゆる個人個人の方で比較し合いをしないようにということが大原則になっておりますので、これは全体的なリスクを捉えるために個々人のデータを出されていることですので、個々人の方同士であなただけが私より低いとか高いとか、そういう形で比較がされないようにということが大前提ですので、余り比較にならない形で全体の報告書の中と比較するぐらいの程度にとどめておいてくださいというコメントをつけて、送付をさせていただきます。

あと一点、その方は1歳児ですからもう二十歳ぐらいで、間もなく社会に出られるということもあって、お子様に対して今後どう説明していくかというところを少し御心配とい

うのか、考えておられまして、現在、お子様に何かすぐ説明するという状況でもないということもありますので、今後リスク相談等は引き続きずっと行ってまいりますので、そのあたりでこちらとしてどうお子様に対応していくかということは、また検討しますということでお話をしています。

かいつまんで以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

○水流委員 心理のほうから、13年ぶりぐらいの相談に見えて、1つのきっかけは余り長いこと相談に来ないと風化してしまうのではないかということが1つ。

もう一つは、お母様がまた職場がこちらに戻られて、いろいろなことを思い出してしまったということがあっておいでになったようです。

今、東先生がおっしゃったような御心配があって、それはお医者様に御相談くださいということをお願いしました。

こういう相談というものは、年にたくさんはいらっしゃらないけれども、そういう時間を経ても相談したいと思われる方もあるのだなということを感じました。

以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。

○水流委員 もう一つですが、高校進学時にレントゲンを出すようにといわれたということなのですが、私立でそういうことを知られたくないということで、提出を見合わせたということなのですが、だとしたら、個別にまたレントゲンを撮って提出するというのも、学校経由ではなくても可能ではないかと思ったのですが、その辺の周知は。

○名取委員 余り十分周知していないというか、もとの段階ではそういうことはできる制度にはなっているけれども、皆さんにどんどん持ち込んでくださいという周知はしていないので、そこら辺、そういう周知がニュースに必要だという御意見だったのでしょうか。

○東委員 私にもその話がありまして、高校1年生のときに撮っていらっしゃるだろうとお話はしたのですが、私立なのでそういうアスベストに関する何か経験があるということに関して、学校に知られたくないというお気持ちがどうも強くて、こちらのほうには出されていないというか、学校のほうに請求をされていないということらしいのです。

ただ、それはそれで、今何かあるという状況でもなさそうでもありますから、今後、また社会に出て健康診断もございますし、さらに年をとっていけば、成人病健診とかいろいろな健診が出てきますので、その検診の中で必要性があったら考えていけばいいのではないかと思います。

すぐにアスベストの問題、中皮腫とか肺がんとかがすぐに起きるという可能性は非常に低いですから、もしあるとしたらですけれども、もっと年齢がいつてきてからということもあるので、今は余り慌てずにということで、どうしても御心配だったらそういう機会をこちらでも設けているので、提示していただければ見させていただくというお話しはしているのです。

○名取委員 不要にレントゲンを撮らないほうがいいですよという意味で、必ず撮るとい

う点での高校入学時のレントゲンを念のためどうぞといっているだけなので、その後ほかのところ、例えば風邪を引かれたりしてどこかかかれて、そのレントゲンを借りてきて読んでくださいということについては、どうぞというスタンスですから、それは御希望の方はどうぞという話にはなっていると思います。

○新名保育課長 それについては資料第9号の来年度以降の事業でも出てきますので。

○岡委員長 どなたかほかに御追加ございますか。

後ほどにもまた議論するチャンスがあるようですから、それについては今の御報告ということで、次に進みます。

今回の健康リスク相談と心理相談の開催ですけれども、今年度の第2回が3月頃でございましたね。次回も心理相談については水流先生にお願いするということによろしゅうございましょうか。健康リスク相談の1回目は東先生にお願いいたしましたけれども、御遠方でもあるということもありますので、どなたか東京近郊の先生方で名取先生か私か。

○名取委員 とりあえずお願いします。

○岡委員長 わかりました。

では、私がお引き受けをするということで、進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、健康リスク相談は私と水流先生ということで進めさせていただきます。日程は3月の土曜日の午後ということになっておりますけれども、まだ具体的な調整はしておりませんので、私どもと事務局で相談するという進めさせていただきます。

次の高校入学時の胸部X線写真、先ほどの御議論にもありましたけれども、読影・保管ということでございます。事務局から御報告をお願いしたいと思います。

○新名保育課長 資料第8号をごらんください。

今年度の平成26年度の胸部X線の写真読影・保管事業の結果の報告ということで、まず経過でございますけれども、7月31日の提出期限までに提出があったのが5名ということで、そのうちの1名が昨年度出せなかったのが今回申し込みをしたという方になります。

その後、9月5日の日に専門委員の先生、岡委員長、塩見委員、名取委員、大田委員の4名の方に読影をお願いいたしまして、結果としては全員異常なしということでございます。

その結果について、11日の日に申請者5名に対して結果の文書を送付したということでございます。

その結果についてまとめということで、2番のところになりますけれども、今回、対象が10名。当時のゼロ歳児になりますが、10名ということで実際の申請があったのは前年度の方も含めて5名ということで、結果は全員異常なしということでございます。

そのうち、3件の方については助成金の対象ということで、郵送料トータルで2,800円をお支払いしたという流れになってございます。

以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございました。

読影をしていただいた先生方、何か御追加ございますでしょうか。

○名取委員 特にないです。

○岡委員長 わかりました。

そうしましたら、この件はこれでよろしゅうございましょうか。

次の胸部X線写真の読影・保管事業ということでありますけれども、前回の委員会の意見を踏まえて、来年度以降の事業の継続について事務局に案をまとめていただくということになっておりましたので、そのことについて事務局から御報告をお願いいたします。

○新名保育課長 それでは、資料第9号をごらんください。

ここの部分は前回議論になった部分でございますけれども、事業の概要にあります、先ほどからお話がありました高校入学時の胸部X線写真の読影・保管につきましては、平成21年度から順次やってまいりましたけれども、今年度で当時のゼロ歳まで全て読影が終了ということで、来年度以降どうしていこうかというところで、平成27年度以降につきましては、当時の全員108名を対象にして、何らかの形でX線写真を撮っていただいた方については、今までやっていたスケジュールとほぼ同じような流れでこちらのほうに提出していただいて、読影をして、その結果をお知らせするという流れで考えてございます。

そちらの①～④の事業の流れではほぼ例年と同じようなスケジュールになると思っておりますけれども、5月の下旬に読影の希望を募るという形で、7月末が写真の締め切り。8月下旬に読影会を開催して、その結果を9月上旬に発送するという流れで考えてございます。

留意事項として3点ということで、根拠としては、その次に実施要綱を添付してございますけれども、この実施要綱に従って行うということと、提出いただいたX線写真につきましては、全て保育課のほうで保管をいたします。

あと、コピー、送料につきましては、全額を助成するという形になりますけれども、これまで同様撮影の費用については負担をしないという形でございます。

以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の御説明、いかがでございましょうか。御追加はありますか。

○名取委員 来年ですと全員に送られるということですね。

○新名保育課長 来年度以降は全員に送っていく形です。

○名取委員 例年よりは読影枚数がふえるかどうかはわからないと。

○新名保育課長 どうですかね。あえて撮る方はいらっしゃらないと思うので、大学入学のときに撮ったり、社会人になるときに撮ったりという方がいらっしゃればということですね。

○名取委員 初めて試行するということですね。

○岡委員長 これはやってみませんとわからないので、せっかく事務局がこういう案をお作りいただきましたので、先ほどもあったように窓口があって、それが継続されることが重要だろうと思っておりますので、こういう内容でやっていただくということだと思います。これでよろしゅうございましょうか。

(委員首肯)

○岡委員長 わかりました。

それでは、この案に従って来年度以降はやっていただくということにしたいと思います。ありがとうございました。

4番目、親子ワールド・カフェ、これは懸案でございました前回の御提案もございましたけれども、親子ワールド・カフェ、これは仮称であります、この開催については事務局と保護者委員の方との間で打ち合わせをしていただいて、実施案というものをつくっていただきました。

まず、その実施案の御説明をいただきたいと思います。事務局、お願いいたします。

○新名保育課長 それでは、資料第10号をごらんください。

こちらの案につきましては、今、委員長から御説明があったとおり、今井委員の御協力をいただきまして、事務局案ということで作成してございます。

大まかなスケジュールですけれども、今日、この専門委員会場で具体的な日時ですか、そちらに事務局案がありますが、具体的にどの先生にどういった説明をしていただくかという大まかなところはこの場で決めたいと考えてございます。

それで決まった内容について、12月頃になりますけれども、来年27年8月にこういったワールド・カフェを行うという予告の通知をしたいと考えております。

具体的には、27年6月になった段階で保護者・本人宛に実施の通知を送るということと、実際にワールド・カフェを行うのは来年8月で、お盆を避けた時期ということで、カレンダーでいくと8月8日か22日か29日の土曜日の17時ぐらいという一番参加していただけたような時間帯で考えております。

ここで実施した内容について、10月の専門委員会場で結果の報告をするという流れで考えております。

その※のところにありますけれども、心理相談等につきましては希望制ということで行っておりますけれども、今回のワールド・カフェについては初めての試みということもありますので、重要なお知らせの内容という位置づけにして、全員に送付する形で考えております。

その後に、ワールド・カフェの説明が出ておりますけれども、これは皆さん既にワールド・カフェはかなり一般的になっているのでご承知かと思っておりますので、ここは後でござんいただければと思います。

その後の親子ワールド・カフェの趣旨という部分になりますけれども、これは前回からもいろいろ議論がありましたけれども、もう事件経過から15年がたったということで、当時の園児も高校生、大学生になったということで、今後は保護者というよりもお子さん自身が主体になっていく必要があるだろう。その1つのきっかけになればということで、今回、事務局としてこの親子ワールド・カフェを開催するというように考えてございます。

この後に細かく説明しますが、基本的にはお菓子とかお茶を飲みながら、リラックスした状況で親子一緒に、場合によってどちらかだけでも結構ですけれども、専門委員

の方を気軽に話ができる機会になればと考えてございます。

出席いただく委員ですけれども、きょう、こちらにいらっしゃる委員の先生と当時の状況を御存じの平野先生にも御参加いただきたいと考えてございます。

当日の流れになりますけれども、先ほど言った来年の8月の土曜日のお盆を外した時期ということで、場所はこちらのシビックセンターのどちらかの会議室ということで考えております。

内容については、先ほど言ったような形でお茶やお菓子を食べながら自由に話をすることで、今のところ事務局案で考えているのが、下のところにこんな感じの配置でということで考え方おりますけれども、冒頭こちらの事務局のほうから挨拶、委員の先生の御紹介をした後に、前半、さしがやのアスベストについての概要の説明ということで、そもそもアスベストとかどういうものかということと、さしがやのアスベストについて当時どういうことがあったのか。その後、どういう形で専門委員会が発足してどういった議論があったのかという形で、これは専門委員の先生のどなたかに御説明いただければと思っております。

後半の自由な歓談ということで、具体的に専門委員の先生、それぞれテーブルが分かれていますけれども、こちらの輪の中に入っていて、ざっくばらんに自由なフリーストークという形で考えております。

最後、今後についてということで、事務局のほうから一定の説明をするという流れで考えております。

現時点であくまでも事務局案ということなので、当然これにこだわらず自由に今回御議論いただいた内容で修正していきたいと考えております。

こちらから以上です。

○岡委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、何か御質問あるいは御追加ございますでしょうか。

今井委員が一緒につくっていただいたので追加ございますか。

○今井委員 なるべく気軽に参加できる雰囲気にしていただきたいということを中心に言いました。保護者も子供たちの会うのは何十年ぶりかもしれないので、顔を見てもわかるかどうか分からない状況。親同士はわかると思うのですが、子供たちは同学年であってもわかるかなという感じかもしれないので、1回目ですし、その辺で余り来にくいような雰囲気で開催をしていただきたい。

それから、すごく学術的な内容というよりは顔を合わせて当時こんなことがあったねと、こういう先生方に助けていただいて、今、こういう状況があるということがある程度わかっていたら、そこから先は詳しい話が聞きたいという方もいるかもしれないですし、リスク相談に行こうかというお話になるかもしれないですし、そこは分散してしまった保護者や子供たちが今、何を考えているかもちょっとよくわからないところもあるので、まずは気軽に形で1回目を開催していただけたらということで、食べたり飲んだりできたほうがいいですとか、なるべく明るい部屋でお願いしますとか、そういう注文をつけせてい

ただいて、今、この案ができていますのだと思います。

○**岡委員長** ありがとうございます。

どなたかほかに御追加ございますか。

これは今後定期的に継続していくということですか。

○**新名保育課長** 参加の状況等を見てですかね。

○**岡委員長** そこで御意見を伺って、年に1遍あるいは数年に1遍あったほうがいいねということならば、御計画をいただくということでしょうか。

先ほど御説明がありましたけれども、全員に通知ということなのですが、これは原則として保護者の方に全員通知ですか。それとも、御本人にも両方通知を出すということですか。

○**新名保育課長** 両方です。

○**岡委員長** それでよろしゅうございますか。

できるだけ委員の先生にもおいでいただいて、先ほどもございましたけれども、こちらから講演をするということではなくて、イントロダクション的にちょっとお話をして、あとは懇談をしていただくということが大事かと思います。

一応事務局にはこういう席の配置を御提示くださいましたけれども、対立するような配置ではなくて、ばらばらに座ってもいいのかという気もいたします。

具体的な日にちはどうしましょうか。もう既に事務局のほうである程度案をお持ちでいらっしゃると思いますか。

○**新名保育課長** 先ほど言った8月のお盆を避けた時期で、カレンダーでいくと来年の8月8日か22日か29日になるのですけれども、この中で委員の先生方が一番出席しやすい日程がいいかと思うのですが、まだ大分先なので。

○**岡委員長** 今すぐと言われてもなかなか難しいかもしれません。

○**名取委員** 同じく佐渡の両津小が毎年29日にやっているのです。最後の土曜日開催なので、29日は私はちょっと。

○**岡委員長** そこを避けるということですね。

○**東委員** 私も29日は国際学会に行っていますので、29日を避けていただければ、名取先生と同じで。

○**新名保育課長** 消去法でいくと、8日か22日ですね。

○**岡委員長** そうしたら、これはもう一回メールで皆さんの御都合を確認していただけますか。

○**新名保育課長** それで一番出席できるところで。

○**岡委員長** それがいいのではないかと思います。

○**永倉委員** 日程のことではないのですが、非常にいいなと思って拝見しているのですが、できれば最初の回は難しいかもしれないと思うのですが、該当する子供たちの代表か何かが会をつくる上で参加してくれると、どういう形だと人が来やすいかということなども、我々大人だけだとなかなか来てくれるかどうか分からないという気がす

るのですけれども、そういうルートがあれば、当該の子供たちというか、もう大人なのですが、彼らの意見も取り入れながら会をつくるといいのかと思ったのです。

○岡委員長 ありがとうございます。

大事なことだと思います。今後、どうするかということを議論する時間を設けていただけたと思います。文京区の方々と私どもの委員会と当事者であるお子さんたちと、三者でやっていこうという話になるのではないかと思いますので、そこで入っていただいて、具体的に参加していただくのがよろしいでしょうか。

○永倉委員 できれば、今はやりのこういう曲を流すといいとか、そういう我々にはよくわからないいろいろな意見が出るのではないかという気がするのです。

○岡委員長 では、そういうことも含めて話をしましょう。

そうしたら、会の主な流れというものももう一度案をつくっていただいて、委員の間で少し意見を出してということ一度やってみたらと思いますので、一度問いかけをしていただければと思います。

ほかにどなたかございますか。よろしゅうございましょうか。

○名取委員 また少しこれ改訂案みたいなものを次の委員会とかで検討しながら、少しずつ変えていくということによろしいのですか。一般的に考えると、冒頭と前半は真面目にしてしまって、すごくかたい雰囲気にして、きちっとなってしまうので、最初に緩めるような名札をつけて自己紹介とか、何がいいのかわからないのですけれども、ちょっと緩めるものを先に入れてから始めていただいたほうがうまくいきそうな気がするのです。

○岡委員長 着席でないほうがいいかもしれませんし、案ですと対面形式になっておりますけれども、そうではない形式がいいかもしれません。

○東委員 グループに専門委員が入るような。

○名取委員 グループの中に専門委員が入ってしまって、そこで立ちながら自己紹介するみたいなほうがいい。

○新名保育課長 みんなの前で発表するという話になると、緊張するかと思うので、できれば輪の中でそれぞれやる感じのほうがいいですかね。

○岡委員長 それがいいと思います。

それも含めて、名取先生がおっしゃったように次回の委員会までに案をもうちょっと詰めておいていただきましょう。これはこのようにやらなければならないというものではありませんから、そのときに臨機応変にやるということが基本だろうと思います。

○永倉委員 せっかくカフェという趣旨で、余り実行されていないことでしょうかから、今後いろいろ使えるような形で、参考になるような形で。

○名取委員 逆に子供側の担当の委員がいらしたら、その人が逆にこういう先生にこれを聞きたいのですけれどもとって、それに委員が答えるやり方をしていただいたほうが、こちらはつい難しい話をしてしまうとよくないので、そういう進め方を途中の準備でお考えいただいたほうが。

○永倉委員 無意味に説教じみたりするとか。

○岡委員長 今回の1回目でその可能性がありますか。

○新名保育課長 もし今井委員か飯田委員から、当時のお子さんを御紹介いただけるのであれば、どなたか。

○岡委員長 今井さん、いかがですか。どなたかそういうことを積極的にやってくれるような方はいらっしゃいますか。もし心当たりがあって、お話をいただいて、いいよというお返事ならば、この1回目の会に参加をしていただいてもいいかと思います。

○名取委員 例えばこの委員会の次回それを検討するときに、オブザーバーというか、ヒアリングの対象として来ていただいて、このようにしたほうがやりやすいですよといったら、そういうアイデアがあるのかと、私たちはそれに学んでやっていったほうがうまく実のあるものになりそうな気がするので、この委員会でこうやらないとだめだよ、おじちゃんと言ってくれる方がいれば、ありがたいですね。

○永倉委員 こんなことでは誰も来ないよみたいなことを言われたほうがかえって。

○今井委員 息子使えると思うのですけれども、3月末までは受験生なので。ちょっと今呼び出すのはかわいそう。

○岡委員長 3月と決めなくてもよろしいのではないかと思います。8月の開催までのどこかの時点で御参加をいただけるということがあれば、とりあえずはこちらで案をつくって、御連絡をすることとしましょう。それから、お一人でなくても、お二人でも三人でも、そのほうがいいという場合もあるかもしれません。

○永倉委員 受験が落ち着いてからということで、それは。

○今井委員 12月に出される案内は場所と時間だけですか。

○新名保育課長 それぐらいの内容にして、ワールド・カフェでやりますよぐらいまではあれですけども、具体的な内容はもうちょっと詰めてからという形で。

○岡委員長 これは大事なことです。ばらばらになってしまった後に一堂に会することはないでしょうし、大事な意見交換の場でもあるでしょうし、どういうことをしてほしいかということ伺えるチャンスでもあると思うので、重視していきたいと思っておりますが、どうぞ事務局もよろしく願いいたします。

その方向で進めさせていただくということで、よろしゅうございましょうか。

次は、ヘルシンキ・クライテリアの件でございます。お手元に資料があるかと思いますが、ヘルシンキ・クライテリアが新しくなりました。名取先生が御努力をくださいまして、わかりやすく日本語に訳してくださったりしておりますので、名取先生から御説明をいただきたいと思っております。お願いいたします。

○名取委員 それでは、御説明いたします。

まず、ことしの2月に行われたヘルシンキ会議のオンライン版の英文の論文が10月13日に出ておまして、これが資料第11号でございます。

最初の部分はこれにもとにして訳しているのですけれども、しばらく後のところは私も会議に出たものですから、その会議で最終的に諮った草稿段階のものをもとにして訳しているものなので、その後追加意見が出されて修正した部分とか、そこの部分を全部反映し

ていないので、第1領域から第4領域については、その会議のものであって、若干直しが不十分なところがございます。

あと、両方とも著作権の問題とかもございますので、ホームページのほうに載せていただくのは見送っていただきたいということで、この委員会だけで御紹介ということにさせていただきます。

このヘルシンキ会議というのは、1997年に第1回目が開かれておるのですけれども、かなりアスベスト関連疾患のいろいろなことについて、さまざまな専門家が国際的に集まって決めているようなものでして、さまざまな専門家が国際的に集まって決めているようなものでして、今回、必要な部分についてだけ改定になった内容となっております。

1999～2003年の当委員会のおきも、大きな枠のところ、ヘルシンキ・クライテリアに大体基づいて、クライテリアに当たって認められているものは認めると考えた経過がございます。今後さしがや保育園のいろいろなことについても、今回の改定の部分も参考にしながら時代に即して改定すべきものは改定しなくてはいけないものとお考えいただければいいかなと思います。

英語のほうはこちらに書いてあるとおりで、読んでいただくしかないのですが、それを日本語訳したのですが、日本語のほうで御説明させていただきたいと思います。

まず最初に「はじめに」というところがございますけれども、これは今までの経過について書いてあって、2014年2月10～13日、フィンランドのエスポーというところで会議がありましたということの経過が書いてございます。

次に、1997年のヘルシンキ・クライテリアの勧告はどういうものだったのかということについて、引用が書かれております。こちらはヘルシンキ・クライテリアの以前のものを御存じの方は皆さん御存じのとおりで、97年のものは97年のものとして、基本的には継承しましょうという考え方をとって、そこは違ってしまった部分もしくは進歩があった部分について変更するという立場を書かれております。

ここは大体総論的に皆さん御存じのことが多いと思いますので、この3ページぐらいは比較的常識的な中身が書いてあるということで、お読みいただければと思います。

その後、4ページぐらい先ですが、放射線と健診というところがあるのですけれども、ここは2000年開催で継続項目の会議が放射線と健診と部分だけ開かれておまして、この12行分は訳をしていないのですが、今回、この論文の段階でつけ加わった要約が入っております。

その後、2014年の勧告というものがあまして、この経過、ヘルシンキ・クライテリアの改定の必要性を評価するために、フィンランドの労働衛生研究所では選択した国際的な専門家に質問票を送付した。その質問票でクライテリアの多様な側面、石綿暴露労働者の健康管理に関する政策、クライテリア改定の焦点となる必要性に関する専門的な意見を尋ねた。

そうしたところ、回答はある全般的な傾向が見られたけれども、なかなか考慮すべき意見の幅もあった。そういう中で2011年12月2日にフィンランドの労働衛生研究所の職員と

国際的な専門家が集まって、質問票、可能な改定はどこだろうか。改定の必要性に関する最初の討論が開催された。その上で、以下の課題について改定しましょうという分野が選択された。そこで選ばれたのはCT健診と石綿関連の肺がん。石綿暴露労働者の経過観察、または非腫瘍性石綿関連疾患の診断。新しい石綿関連のエンティティ。ちょっとどう訳すか、石綿関連疾患というものはどういうものがあるかということです。それから、病理学とバイオマーカー。この各分野について、作業グループがつくられて過去の文献レビューをそれぞれ準備して、レビューを基礎として各分野の勧告は作成されましたということで、1～4の領域について勧告がなされているということになります。

第1領域ですが、これは石綿関連肺がんのCT健診ということになります。御存じの方は御存じかと思いますが、最近アメリカで肺がんについて喫煙の患者さんでCTを伴う健診をすると、肺がんの死亡率が減少するというデータが最近出ておりまして、それに応じて石綿暴露のようなリスクがさらに付加されるような人は50歳以上になったらCT健診をやったほうがいいのではないですかという勧告が大分ふえてきているということに伴って、今後どういう健診がいいのかという議論がされてきております。

それが以下のところに書いてあるのですけれども、直接さしがやのほうにすぐ影響するということではございませんが、だんだんと胸のレントゲン写真を撮りましょうというだけではなくて、肺がんをチェックするという目的でいうならば、CT健診をしましょうという流れが国際的には始めているので、少なくともそういう国際的な動向に合わせた形で石綿暴露をしている労働者をCT等も含めてフォローアップするにはどうしたらいいのかという検討、もしくは検討の方向性がいろいろと議論されてきた。そういうことがこちらには書いてあると思います。今すぐということではないのですが、そういうことが起きているよということについて、御理解いただく必要が出てしまっているということかと思えます。

日本でも恐らく石綿関連の健診、石綿則健診というものでどうやってレントゲンで見ていくかということについての検討も始まっているとは聞いておりますので、そこら辺の動向を見ながらこの委員会でも考えていけばいいのだろうかと思います。

第2領域なのですが、この石綿暴露労働者の経過観察と非腫瘍性石綿関連疾患の診断というところになります。ここも今のところすぐ関連するものではないのですけれども、以前と比べて変わってきたところでいくと、非悪性の石綿関連疾患の診断、最初の石綿暴露労働者の経過観察については、すぐこちらに影響するものはないので、ざっとごらんいただければよいかと思えます。

非悪性石綿関連疾患の診断というところになりますけれども、ここでもCTの精度が大分よくなってきたので、石綿肺はどういうものかとか、最小の胸膜肥厚とはどういうものかということについての考え方が、以前と比べると若干明確に書かれるようになってきていることかと思えます。

これはあくまで研究レベルでございますけれども、少なくとも研究レベルではICORDEといわれるタイプのまとめ方。これは福井大学の日下先生とか高知の菅沼先生とかを含めて、

日本の方々も提唱しているようなCTを含めた診断の分類なのですけれども、そこら辺が入ってきたということで、石綿肺になる方はこちらの委員会では想定していませんが、胸膜プラーク、胸膜肥厚については想定しておりますので、最小の胸膜肥厚の考え方については、比較的ICORDEに沿ってなるべく肥厚を全部記載しなさいみたいな考えが明記されているというあたりが今回の特色かなと思いました。

続きまして、第3領域なのですけれども、今回、ある程度変化があったのはこちらでございまして、石綿関連のがんについてでございます。石綿関連のがんは通常相対危険度(RR)を2と同等とするという法的基準が有害物の暴露による個人の疾病の因果関係を判断するための閾値として多くの国で使用されてきた。これは1997年のヘルシンキ・クライテリアでも基準として使用されてきた。

もちろん、この相対危険度の閾値の選択というものは社会的、経済的、政治的にいろいろな国ごとに相違があるものであるから、例えば1.1という相対危険度が寄与しているのだと考える場合も当然物質によってはあるわけで、決して2以上の相対危険度を使用すべきではないですよということは勧告しています。けれども、2以下であってはいけないということを使うわけではないですよということを書いております。

その上で、最近のいろいろな疫学調査、コホート調査と申しますけれども、そういう研究のデータを使って幾つかのがんについて相対危険度が高いと考えているものについてまとめていますが、このまとめは基本的にWHOの研究機関であるIARCがまとめた報告を大体踏襲しているということになっております。

1つは喉頭がんなのですが、標準化罹患率を見たコホート研究によれば、石綿暴露コホートにおける喉頭がんの相対危険度は肺がんの相対危険度よりは幾分低い。石綿暴露人口で肺がんの相対危険度が2.8である場合において、喉頭がんの相対危険度は2に届くかぐらいであろう。2疾患の標準化死亡率はなかなかよくは関連しない。これは恐らく喉頭がんは適切に治療されれば死亡することが少ないということで、標準化死亡率をとっていないのはそういうことなのでしょう。肺がんの相対危険度が2である石綿暴露のもとでは、喉頭がんの相当危険度はちょっと低いですが1.6ぐらいで、喉頭がん中で石綿起因の割合を計算していくと37%ぐらいあるということを書いております。

これをもとに、IARCは喉頭がんは人において石綿関連疾患とする十分な証拠があるグループIだと結論しているのです。IARCの最近の評価に引き続き合致している報告が続いているから、喉頭がんは石綿関連疾患だということになっております。

以前、こういう疫学論文のいろいろなものを分析するやり方で、アルコールとか喫煙とか、そういうものを考えながらメタ分析という手法を使っていろいろ検討して、一時ははっきり白黒つかない時期があったのですが、最近だんだんこういう報告がされてきて、喉頭がんも関与しているという話になっております。今のところ当委員会では喉頭がんは対象にしてはいないのですが、この辺が1つ課題かなという点です。

もう一つ、卵巣がんなのですが、石綿暴露コホートにおける卵巣がんの相対危険度は肺がんの相対危険度より幾分高いと判断すべきである。石綿暴露人口で肺がんの相対危険度

が1.7である場合において、卵巣がんの相対危険度は2に届くであろう。肺がんの相対危険度が2である石綿暴露のもとでは、卵巣がんの相対危険度は2.2で、卵巣がん中の石綿起因例の割合は54%である。ということで、IARCは卵巣がんは人において石綿関連疾患とする十分な証拠があるグループ I と結論している。文献はIARCの最近の評価に引き続き合致している。ゆえに卵巣がんは石綿関連と判断すべきである。

ただし、腹膜中皮腫は石綿暴露を受けてきた卵巣がんの可能性のある女性の鑑別診断において当然考慮すべき疾患である。それは、卵巣がんと腹膜中皮腫が似ており、間違えられ得るからである。石綿暴露を原因とする卵巣がんの組織病理学的特異性に関してさらなる研究が必要であると書いてございます。

この18のIARCの元論文を私も斜め読みしかしていないのですけれども、以前はガスマスクというものを使っていて、青石綿を使って暴露している女性労働者の場合に卵巣がんが多いという報告があって、その場合の卵巣がんというものは腹膜中皮腫ではないのかという疑問が専門家から投げかけられていたのです。

ところが、2000年代になって、青石綿ではなくてクリソタイル、白石綿の石綿製造業の女性労働者の部分の報告が出てきて、そちらでもリスクが上がってしまっている。そういう2論文ほど昔のガスマスクの青石綿ではないタイプの卵巣がん例が出てきたことで、どうもIARCはこういう判断になったということです。2000年代になりますと、腹膜中皮腫と卵巣がんを間違える時代ではだんだんなくなってきているので、以前私たちが勉強していた時代とちょっと違った論文が出てきているということがございます。IARCに次いで、ヘルシンキ・クライテリアもこれを採用してきましたので、この点は気になるところで、今後の課題だと思えます。

結腸直腸がん、胃がんについては、否定的でございます。

呼吸機能障害と慢性的気道閉塞については、いわゆる石綿肺がない段階で呼吸機能の低下が見られるという人をどう考えるのかということが検討されておまして、実際問題は石綿によるものとは考えにくいという判断をしております。

もう一つ、これも聞きなれない言葉で私も不勉強で申しわけないのですが、実際にこの会議に出て初めて知りましたが、後腹膜線維症（Retroperitoneal fibrosis）という疾患概念がありまして、簡単にいうと、腹膜の後ろ側のところ、腎臓と尿管と腹部大動脈とか、そういう部分があるところがありまして、後腹膜のところに線維化が起きてしまうという病気です。

こちらの委員会でも対象にしているびまん性胸膜肥厚といった肺の外側に線維化が起きてしまう病気がございます。どうもそういう方に似たような変化が後腹膜に起きてしまう。そのような疾患でございまして、実際に後腹膜線維症を起こす方はどうなっているかと申しますと、この下から3行目のところ、石綿関連疾患の胸膜と肺実質の両方または片方の画像所見のある個人に起きた後腹膜線維症は石綿起因と判定することができるということが書いてございまして、どうも肺のほうにも一定の所見がある人にこういうことがどうも起きているようだということでございまして、個々人に応じてこの後腹膜線維症は石綿起

因だという判断をほかの国ではし始めているようなことが書いております。実際に私も余り見たことがないものですから、詳しく述べにくいのですが、この病気についても課題になっているということだと思います。

第4領域の病理とバイオマーカーについては、昔は中皮腫の早期診断で当委員会でも健康診断のために何とか採血等を用いて早期診断ができないのかという検討がされたこともありまして、そこら辺のことについて、メズテリンという中皮腫の腫瘍マーカーに対する期待というものがか一時高まっていたのです。採血で1種類だけのマーカーで十分早期に診断ができるということは若干疑問符が投げかけられておりまして、幾つかのマーカーを複数使用で何とかならないかという試みがされているというあたりのことが今回も紹介されております。このあたりをどのように今後すべきかということも、当委員会でも検討課題になっているのかということを感じております。

もう一つ、中皮腫のスクリーニングと早期診断のためのバイオマーカーのところも書いてあるとおりでございます。

こちらに書いてありますが、3つの段落の最後、これらのマーカーの幾つかは経過観察の手段として悪性疾患の治療に有用であり、早期診断に役立つだろう。ただ、主要な未解決の疑問は、早期発見が治療結果を改善するかどうかである。この点で、スクリーニングや他の目的のためのこれらのバイオマーカーに関して、特別な推奨をできる状態にはありませんということが書いておりますので、現段階ですぐに使えるということは難しい。

もう一つ注目すべきなのが、肺がんにおける石綿暴露起因性を見るためのマーカーなのですが、この肺がんが最近石綿関連における分子の改変とDNA損傷とか染色体異常の能力と一致しているという報告があって、3つの染色体の異常が組み合わされたときに、どうも肺内の石綿繊維の濃度と、私も余り詳しくないのですが、対立遺伝子の不均衡もしくは複写数の改変あるいは染色体領域の少なくとも2つにおける関係との間で量反応関係があるという報告がなされているようです。

ちょっと懸念しているのは、どうも遺伝子診断的なものを望む方が出始める懸念をしているようです。そこでこちらで分子アッセイと石綿暴露評価の標準化された方法を使った国際的な多施設の共同研究をしておかないと、実際に個々の患者さんがこのマーカーを使い始めてしまう前に研究進めていかないといけないので、一生懸命していきましょうということを書いています。実際に御心配な方がこういうアメリカから来た遺伝子診断に頼んでしまうみたいなことがあり得るといふ御心配なわけですから、そういうことの懸念を皆さんがしていたのが印象的でした。

当委員会でも今後どう扱っていくのか含めて、御検討いただきたい課題としてこういうものがあつたとご報告させていただきました。これのもとには150ページぐらいの厚いもので出ているのです。こちらについては私一人ではとても歯が立たないので、こちらはまた御検討をお願いしたいということ、とりあえず概要を御紹介いたしました。

以上です。

○岡委員長 どうもありがとうございます。名取先生に御努力をいただきまして、わかり

やく御説明をいただきました。

あえて簡単に申せば、2014年の改定というものは、その前の1997年の骨子に加えて最近の進歩を加えたということだろうと思います。新しく加わったものの中に、必ずしもまだ世界的にそれが完全に受け入れられているというものではないものも若干含まれているという点があるかと思えます。

ただ、ヘルシンキ・クライテリアは重要なクライテリアでありますので、これを学んでおくことは必要だろうと思います。

また、名取先生に御説明いただきましたように、例えば最初のCT健診のことについて言えば、50歳であるかどうかは別として、いずれにしてもがん年齢になって以降のことです。ですから、現在私たちが対象としている人たちがそこに到達するのにまだ30年ぐらい時間がかかります。ただし、そこまでいったときに、何らかの対処は必要になってくるであろうということは、とりあえず準備をしておく必要があるということでもあります。

まだ先の話なので結論めいたことは申し上げられませんが、複数の可能性が出てくるであろうと思います。

じん肺としての石綿肺ですけれども、石綿肺についても、これが10代20代で発症してくるということは極めてまれなだろうと思います。実際にそういう事例があるにはあるのですが、実際には非常に少ないことですから、この委員会を対象としていらっしゃるお子さんたちが数年で発症するということはまずないだろうと思われれます。

少なくとも大量暴露、つまり労働者が大量暴露しているような暴露の仕方をしておりませんので、恐らく推測では石綿肺を発症するという事は極めてまれ、まずないのではないかと思いますけれども、名取先生がおっしゃったように、びまん性胸膜肥厚とか、石綿肺、場合によっては良性石綿胸水といったものは、可能性の中には入ってくる。それにしても、すぐということではないのではないかと思います。

がんについても、一般論で言えば中高年以降のことだと思いますので、すぐに対象になるということはないと思います。

早期診断は重要な点だろうと思います。例えば中皮腫に関してメゾテリンがどのくらい早期診断に寄与し得るかということは、現在例えば順天堂の樋野さんたちがそれを進めているところでありますので、まだすぐには結論が出ないのではないかと思います。それらの成果が出てきたときに、この委員会でも場合によっては対象者の採血をするという検査もお勧めするという時代が来るということはあるだろうと思いました。

遺伝子アッセイについては、これはなかなか評価が難しいと思います。少なくともすぐにこれが私たちの委員会の関係者に応用されるということはないと思いますが、名取先生が危惧しておられたのは、そういう世の中の動き、そういうものがあるぞということを知識として知って、それを応用されていくようなときに、どう対処するかということだろうと思いますし、そういった御質問に対して私たちがどう答えるかということもあると思います。これも将来の検討事項ということにさせていただきたいと思えます。

あえて御説明いただいたことをなぞりましたけれども、名取先生に御質問などございま

したら。

先生、基本的には先ほど省略されました1997年の骨子、それは今回の改定でも変わっていないということですね。

○名取委員 それは変わっていません。

○岡委員長 ですから、基本的なリスクについての基準は変わっていません。

○名取委員 肺がんのリスクの考えも25繊維／年数でということは変わっていませんし、中皮腫はもうちょっと低濃度で出るとか、そういうことも全然変わっていませんが、喉頭がん、卵巣がん、後腹膜のところとスクリーニングあたりの考え方、そこら辺がちょっと変わってきたので、それを例えば早目に何とかしてほしいというお気持ちは当然皆さん出てくるので、そこら辺の対処についてはこちらも検討しておかないといけないのだろうということかと思えます。

ただ、今のところこれをしたら確実ですよという結論はリコメンドはされていないということです。

○岡委員長 これは将来にまた会議が開かれて少し変更される部分でもあるだろうと思います。どうもありがとうございました。

特に御追加ございませんでしょうか。

○東委員 喉頭がんや卵巣がんは肺がんとはある意味併発しているということのリスクになるわけですか。

○名取委員 そうですね。

○東委員 肺がんを患っている方においては、喉頭がんや卵巣がんのリスクも高いという見方でいいのですか。

○名取委員 肺癌となった個人に、喉頭がんや卵巣がんを合併するリスクではありません。肺がんのリスクが高かった集団での喉頭がんや卵巣がんのリスクを見るという検討です。肺がんの相対危険度が2倍の集団で、石綿の暴露と喉頭がんや卵巣がんの関係を見ているような形で、それにあわせて評価しているという評価の仕方をしています。

○東委員 独自に喉頭がんや卵巣がんが特異的にリスクが高くなるということは今のところはないという見方でいいのですか。肺がんのリスクが高いと喉頭がんや卵巣がんのリスクも高くまるということですね。

○名取委員 そうですね。その比較です。そういう判定の仕方です。

○東委員 わかりました。

○岡委員長 踏み込んである方もいるのです。膵がんとか食道がん、あるいは喉頭がんについては石綿が明らかにリスクを上げていると。どうしても喫煙が非常に重要なファクターになりますので、なかなか難しいですね。単独では難しいと思います。

○東委員 喫煙ももちろん入っているでしょうね。

○名取委員 喉頭がんなどはアルコールとか喫煙のファクターがよくきくので、メタアナリシスをして、検討して見ていかないと。

○岡委員長 後腹膜線維症も石綿だけでこれが発症するとは言えないと私は思いますけ

れども、関連がないわけではないと思います。

このあたり科学的には興味深いのですが、これをやっていると終わらなくなってしまったので、この件につきましてはこの辺で。名取先生、どうもありがとうございました。

では、今後の予定でございます。資料12だと思いましたが、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○新名保育課長 資料第12号をごらんください。

今後の予定ということで、主に例年と違うところを御紹介いたしますと、12月に例年専門委員会のニュースを発行するのですけれども、それと同時に先ほど御議論いただいたワールド・カフェ、日程は決まると思いますので、その日程等の通知をこの段階で予告という形で発送いたします。

先ほど資料第9号のところで議論いただいた、来年から新たに全員を対象に行う胸部X線の写真読影の事業については、5月下旬に行います。

6月下旬にワールド・カフェの通知をしますけれども、先ほどの話でもう一回専門委員会を開催して細部を決定していくということになりますので、例年はこの時期には専門委員会を開かないのですが、この5月から6月のどこかの時点で一度専門委員会を開催させていただいて、それで6月下旬に決まった内容で通知を発送するという流れにしたいと考えております。

あと、8月に親子ワールド・カフェを実施するというところで、以下については例年どおりという日程になっております。

以上になります。

○岡委員長 今の説明でよろしゅうございましょうか。

そうしましたら、本日用意をしていただきました議題については全部終了したと理解をいたしております。

どなたか御追加あるいは御質問がございましたら。

○永倉委員 報告だけ。

水流先生のほうに郵送させていただいたのですが、急逝されました前田先生のメモについて、水流先生のほうで判断いただくということで。

○水流委員 お送りいただきまして、処理をいたしました。どうもありがとうございました。

○岡委員長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○今井委員 昨年度専門委員会ニュースは事務局のほうでつくっていただいたのですけれども、今年もそれはお願いしてよろしいのでしょうか。

○新名保育課長 はい。

○今井委員 X線のとり方が変わりますということも、ニュースにもし入るのであれば入れておいていただくと、4月というのが何かのタイミングかもしれないので、あらかじめコピーを頼んでおこうかということもあるかもしれないので、入れていただけると助かる

かと思えます。

○岡委員長 今、おっしゃったのは偶然の機会に撮られた写真も読影の対象となりますということです。そのことはそういう言葉で書かないと理解をしていただけないと思うので、よろしく願いいたします。

○新名保育課長 わかりました。

○永倉委員 ちょっとした懸念なのですけれども、通知が来るとそのために写真を撮ってしまう人が出る心配があるかと思ったのですが、そこはただし書きみたいなことで無理やり撮る必要はありませんみたいなことを一言添えていただいたほうがいいのかと思います。

○岡委員長 それは入らせていただいたほうがいいですね。

名取先生、どうぞ。

○名取委員 恐らく保育とか営繕関係の方はもう御存じだと思うのですけれども、7月15日に文部科学省のほうで、アスベストの建材というのは石綿則という規則でレベル1、これは吹きつけ。レベル2というのは4種類あって、煙突用の断熱材と保温材と耐火被覆材と屋根の折板。この4つしかない。あとはレベル3という比較的硬い、3,000種類ぐらいあるといわれているボードといわれるような建材なのです。今まで文部科学省というのは、レベル1といわれる吹きつけだけをよく調べなさいという通達しか出してこなかったのですが、最近、レベル2の煙突用の断熱材の飛散とか、そういうことも大分知られるようになってまいりまして、この7月、全ての保育園から小学校、中学校、高校を含めた文教施設について、レベル2を調べなさいという通達を出して、この夏から9月ぐらいにかけて、かなりいろいろなところで十分な調査とは言えないけれども、とりあえずレベル2はありそうだという調査が始まっている時期になるのです。

問題は、十分技術的に詳しい方に全部依頼して調査をしてくだされば誤った事故は起きないのですけれども、今回も文部科学省のところで専門家を使ってきちんとやりなさいと余り書いていない部分がございますので、国交省などでもやっている石綿含有建材調査者、そういう資格のある人をきちんと使用した形できちんとした建物の調査をしていただいた上で、それから予算を立てて予算要求をしていただいて、そして来年夏に工事をしていただかないと、正直言って、来年夏に全国の文教施設で飛散事故が起こるだろうという予測が関係者ではもう既にささやかれているのです。

例えば前の調査のときには、教員にやらせて、先生があるかどうか見ていたということも起きていたわけだし、職員の一部がやっていたということもあって、今回もまた同じようなことを通達で出されているのです。

ですから、文京区においてはもう一回レベル2の飛散事故を起こされては困るので、国交省の石綿含有建材調査者の資格を持っている方にあくまで見ていただいた上で、それで予算要求をしていただかないと、ないと思って工事に入ってあったと、でも今から追加の予算はないしということが、さしがや保育園の事故の遠因にもなっているといわれておるわけがございますので、そういう意味では来年夏に飛散事故を起こさないように、その対策がどうなっているか、もしどなたか御存じの方がいれば、お答えいただきたいのです。

○鵜沼施設管理課長 通達は文部科学省経由で教育部局に到達しているのですけれども、その写しは私のほうにも来ていまして、もはや露出したレベル1というものはないので、その次のステップにという趣旨で入ったのですが、結局保温材を調べようと思ってあけた途端に暴露ということは避けなければいけないので、名取先生がおっしゃるようにその懸念はあるのですが、少なくとも私どもの文京区の営繕課ですとか、学務課のほうにはそういうことはあってはならないという前提で取り組むことにしていますし、私たちもないことを確認して工事をしたいのはやまやまなのですけれども、それがいけないことなので、疑問があったらとめる。なおかつ、常に調べる予算は余るのですけれども、余ったとしてもないと調べられないので、毎年財政課は理解してつけてくださっていますので、その体制は私たちは一定持ってきているかということが1点。

それは安心しているともとのもくあみですので、その通達を経て、危ないことをしない範囲で把握しようということで、自分たちができることをすることはとめないのですけれども、それより一步踏み込むのはやめましょうという確認はしているところなので、それを具体的にどういう形で予算化するのかというのは、これから準備をしなくていけないと思うのですけれども、通達が出ていることとよくわからない者があけて暴露ということはやめましょうというところまでは確認しています。

○名取委員 文部科学省のほうで一度報告を上げろという話で上げられたものの中身があれば、せつかくの委員会なので御報告を。

○鵜沼施設管理課長 どちらにしても、私どもと協力してなのですけれども、文科省の経由ですときょうここにいない学務課経由で上がっていくということなので、今、手元がないので。

○名取委員 報告してくださいと、一応9月で期限は切って報告でしたね。

○鵜沼施設管理課長 その報告の前に、目視の範囲ではあるのですけれども、懸念されるようなものを把握をして調べてあることをベースに1段の報告はしているはずなのです。文京区はこういったことに鑑みて、吹きつけ石綿だけでなく、レベル2も目視でわかる範囲については把握するですとか。

○名取委員 目視レベルですか。サンプリングはしていないと。

○鵜沼施設管理課長 サンプリングをすると逆に何パック工法とか、そういったものでないとサンプルをとることにリスクがあるということになるので。

○名取委員 それは保温材のことですか。

○鵜沼施設管理課長 さまざまあります。カポスタックも同じだと思うのです。ただ、カポスタックを個人でとろうという人は普通はいないはずなので、そのレベルです。手元に資料があれば、この事実に基づいて。

○名取委員 次回でもいいので、来年の夏までの委員会で報告していただいて、来年夏、ちょっと慌ててしまうとそこで工事をやろうと思われる自治体も出かねないので、せつかくですから報告をしていただけませんか。

○永倉委員 ちなみに、先月文科省の担当者にその点について申し入れをして、協議をし

たのですけれども、文科省が基本的に言っているのは、今回の通達についてはとりあえず見てくれというスタンスである。きちんと見るとなると、調査者のこととか費用とかいろいろかかってくるということがあって、今年についてはとりあえず見てくれというデータを上げようとしていますということなのです。

費用等については各自治体の予算の範囲で各自治体でやってもらうというこというで、非常に投げやりな話なのですけれども、それはともかくとして、文科省としてはとりあえずの数字がほしいのだということによっていたということが1つ。

もう一つは、きちんと取り組んでいないという印象があって、文科省としてきちんと予算を立てて調査者を立ててということにはどうもなっていないので、そこが懸念の1つなのです。つまり、調査をすると吹きつけのときもそうなのですけれども、それを保護者に説明するときに、除去しますよという話とセットでないという説明ができないということらしくて、そうすると、もともと除去する能力がある業者というのは限られていますが、それが来年の夏休みに一斉に全国撤去になると、ずさんな工事が混じってくるということが目に見えているので、そこを懸念しているところなのです。

ですから、それは拙速に工事をやらないということが前提だと思うのですが、調査をきちんとできる人にやっていただくという方向でぜひ御検討いただければという話になると思います。

○鶴沼施設管理課長 レベル2の建材をきちんととろうと思ったら、期限を設けて拙速にということは、普通に考えたらするべきではないですね。ですから、文科省もそこまでのものを求めているのではないと思うのですが「思う」レベルなので、それを「だ」にするようにしなければいけないと思っています。

○永倉委員 文科省の思いというものが、各自治体の教育委員会には正確に伝わってなくて、非常に熱心にやってしまったり、除去を前提に予算を組んでしまったりということがどうもあるらしくて、そのところをきちんと説明してくださいねという話は文科省のほうにはしてきたのです。

○岡委員長 もし資料などがありましたら、次回のときに少し進捗状況などをお知らせいただくということで。

ほかにどなたかございますでしょうか。

特にないようでしたら、第33回アスベスト健康対策専門委員会、これで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。